

議第 2 号議案

ふじみ野市議会基本条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 112 条及びふじみ野市議会会議規則（平成 17 年ふじみ野市議会規則第 1 号）第 14 条第 1 項の規定により提出します。

令和 7 年 9 月 1 日

提出者 ふじみ野市議会議員
坪 田 敏 孝

賛成者 ふじみ野市議会議員
原 田 雄 一
鈴 木 啓太郎

ふじみ野市議会
議長 加 藤 恵 一 様

提案理由

市議会における議長の議員、市民に対する説明責任を果たすこと、並びに本会議、委員会の議論について、市民の「知る権利」を保障することを実現するために、ふじみ野市議会基本条例を改正することが必要と考えるので、議案として提案します。

ふじみ野市議会基本条例の一部を改正する条例

ふじみ野市議会基本条例（平成３０年ふじみ野市条例第３８号）の一部を次のように改正する。

第５条第１項に後段として、次のように加える。

民主的な議会運営の実現のため、議長は、その職務の実施内容を議員に報告するとともに、議会のホームページ等で公表するものとする。議長が議員に対して、法律、政令又は規則に基づき、権限を行使する際は、当該議員に対して理由を明らかにするとともに、議会のホームページ等で公表するものとする。議長は、国、県及び他自治体等から議会又は議長に送られた文書及び連絡内容を議員に報告するとともに、議会のホームページ等で公表するものとする。

第１７条第１項に後段として、次のように加える。

公開を実施しない本会議及び委員会は、認められない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

ふじみ野市議会基本条例新旧対照表

改正案	現行
（議長及び副議長） 第5条 議長は、議会を代表する立場において中立かつ公平な職務を行い、民主的な議会運営を通して、議会改革につなげるものとする。<u>民主的な議会運営の実現のため、議長は、その職務の実施内容を議員に報告するとともに、議会のホームページ等で公表するものとする。議長が議員に対して、法律、政令又は規則に基づき、権限を行使する際は、当該議員に対して理由を明らかにするとともに、議会のホームページ等で公表するものとする。議長は、国、県及び他自治体等から議会又は議長に送られた文書及び連絡内容を議員に報告するとともに、議会のホームページ等で公表するものとする。</u> 2 （略） （市民参加） 第17条 開かれた議会に資するため、本会議及び委員会は、これを公開とする。<u>公開を実施しない本会議及び委員会は、認められない。</u> 2・3 （略）	（議長及び副議長） 第5条 議長は、議会を代表する立場において中立かつ公平な職務を行い、民主的な議会運営を通して、議会改革につなげるものとする。 2 （略） （市民参加） 第17条 開かれた議会に資するため、本会議及び委員会は、これを公開とする。 2・3 （略）